

平成 30 年 7 月 24 日

市町支援課財政担当（需要担当）
 担当者 大串、川崎、吉浦
 内線 1341 直通 0952-25-7024
 E-mail shimachishien@pref.saga.lg.jp

税政課市町税政担当（収入担当）
 担当者 上村、谷口
 内線 1344 直通 0952-25-7320
 E-mail zeisei@pref.saga.lg.jp

平成 30 年度普通交付税等決定額（佐賀県市町分）をお知らせします

1 普通交付税等交付決定額

- (1) 普通交付税交付決定額 84,148,712 千円
 (2) 臨時財政対策債発行可能額 11,707,948 千円

対前年度比較

（単位：千円、％）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率	九州市 町村の 率()	全国市 町村の 率
基準財政需要額 A	176,940,735	178,627,568	1,686,833	0.9	0.6	0.1
基準財政収入額 B	92,620,705	91,427,310	1,193,395	1.3	1.4	1.3
交付基準額 (A - B) C	84,320,030	87,200,258	2,880,228	3.3	3.0	2.7
調整額 D	171,318	140,915	30,403	21.6	-	-
<調整率>	<0.000968214>	<0.000788884>				
普通交付税額 (C - D)	84,148,712	87,059,343	2,910,631	3.3	3.0	2.7
臨時財政対策債発行可能額	11,707,948	12,036,249	328,301	2.7	1.5	1.5
計	95,856,660	99,095,592	3,238,932	3.3	2.8	2.5

() 沖縄県を除く。

- 注)・調整額は、財源不足額の合算額（全国計）が普通交付税の総額を超える場合に、総額にあわせるために減額する額。団体ごとに基準財政需要額に調整率を乗じて算出する。
 ・臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、平成 29 年度から平成 31 年度の間、地方財政法第 5 条の特例として発行されるもの。（平成 13 年度から平成 28 年度の間においても同様に発行）

上記の市町別決定額等の詳細は、別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 のとおり。

[概要] 平成 30 年度佐賀県（市町分）の普通交付税等の状況

普通交付税は対前年度比 3.3%減（平成 28 年度以来 3 年連続の減）
 臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は対前年度比 3.3%減
 （平成 26 年度以来 5 年連続の減）

（ 1 ） 今年度の普通交付税の特徴

基準財政需要額は、16 億 9 千万円（ 0.9% ）の減。

基準財政収入額は、11 億 9 千万円（+1.3%）の増。

なお、交付税の増要因、減要因ごとに見た基準財政需要額、基準財政収入額の特徴は次のとおり。

区分	基準財政需要額	基準財政収入額
交付税 増要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉費（65 歳以上人口）の増 +3 億 5 千万円（+1.9%） （単位費用の増等） ・ 社会福祉費の増 +2 億 3 千万円（+1.0%） （単位費用の増等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（家屋）の減 3 億 3 千万円（ 2.1%） （在来家屋の総価額の減） ・ 市町村たばこ税の減 2 億 6 千万円（ 5.3%） （売り渡し本数の減）
交付税 減要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括算定経費（人口）の減 11 億円（ 4.8%） （単位費用の減等） ・ 地域経済・雇用対策費の減 6 億 6 千万円（皆減） （費目廃止による減） ・ 地域振興費（人口）の減 2 億 6 千万円（ 5.8%） （事業費補正の減等） ・ 道路橋りょう費（道路の延長）の減 2 億 5 千万円（ 7.7%） （事業費補正の減等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村民税（所得割）の増 +4 億 9 千万円（+1.9%） （納税義務者数の増） ・ 地方消費税交付金の増 +4 億 8 千万円（+3.9%） （清算基準見直しによる増） ・ 市町村民税（法人税割）の増 +4 億円（+11.4%） （企業業績の向上による収益の増） ・ 自動車取得税交付金の増 +1 億 4 千万円（+38.5%） （課税対象の増）

合併算定替の適用

- ・ 平成 16 年度以降に合併した 10 市町（佐賀市、唐津市、武雄市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、有田町、白石町）については、いずれの団体においても合併算定替*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用している。

- ・ 合併算定替による増加需要額は次のとおり。 （単位：千円、％）

区分		平成 30 年度	平成 29 年度
合併算定替	A	66,033,005	68,639,191
一本算定	B	62,229,323	62,937,783
合併算定替による 増加需要額	C (A-B)	3,803,682	5,701,408
増加率	C/B*100	6.1	9.1

< 合併算定替について >

合併算定替とは、合併前の旧市町村単位で算定した財源不足額の合計額と合併後の新市町で算定した財源不足額（一本算定）とを比較して、前者の算定額が大きい場合に、その財源不足額の合計額を当該市町の財源不足額として交付税を算定する特例措置である。

上記の特例期間は合併後最大 10 年間で、続く 5 年間は激変緩和措置が行われ、段階的に縮減をしながら一本算定に移行していくことになる。

- ・ 平成 27 年度から 5 団体（佐賀市、唐津市、小城市、みやき町、白石町）で
 - ・ 平成 28 年度以降、全ての合併団体において
- 段階的に縮減が行われている。県内全ての合併団体で縮減が完了するのは平成 32 年度である。

(2) 各市町の普通交付税の増減状況

各市町の普通交付税額は、基準財政需要額、臨時財政対策債振替額及び基準財政収入額の相違等により差が生じている。対前年度比で、6 市町が増加、14 市町が減少となっている。

なお、増減率の大きな団体（上位 5 団体）は次のとおり。

団体名	増減率	増 減 理 由
玄海町	51.8%	市町村民税（法人税割）及び固定資産税（償却資産）の増等
上峰町	16.6%	市町村民税（法人税割）及び固定資産税（償却資産）の増等
鳥栖市	9.9%	市町村民税（法人税割）及び固定資産税（償却資産）の増等
佐賀市	7.2%	市町村民税（所得割）及び市町村民税（法人税割）の増、社会福祉費及び包括算定経費（人口）の減等
唐津市	5.1%	包括算定経費（人口）及び地域経済・雇用対策費の減等

2 地方特例交付金交付決定額 535,418 千円
(対前年度比 +85,505 千円 (+19.0%))

地方特例交付金は、各都道府県及び各市町村の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を行うことによる減収見込額を補填するもの。